第三十三号議案

雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例に基づく給付等の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者　東京都知事　小池百合子

雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例に基づく給付等の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例

雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例に基づく給付等の年額の改定に関する条例（昭和四十八年東京都条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「（十八歳以上二十歳未満の子にあつては条例第一号別表第一号表に掲げる程度の障害の状態にある者に限る。）」を削り、同項第二号中「（前号に規定する子に限る。）」を削る。

附則に次の一項を加える。

（民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）の施行に伴う経過措置）

４　令和四年三月三十一日において条例第一号第十九条の規定による遺族年金について第四条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する同項の規定の適用については、同項第二号中「未成年」とあるのは「二十歳未満」と、「ない成年」とあるのは「ない二十歳以上」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この条例は、令和四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　施行日の前日において雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例（昭和三十年東京都条例第一号）第十九条の規定による遺族年金についてこの条例による改正前の雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例に基づく給付等の年額の改定に関する条例第四条第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対するこの条例による改正後の雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例に基づく給付等の年額の改定に関する条例第四条第二項の規定の適用については、同項第一号中「である子」とあるのは「である子（十八歳以上二十歳未満の子にあつては条例第一号別表第一号表に掲げる程度の障害の状態にある者に限る。）」と、同項第二号中「である子」とあるのは「である子（前号に規定する子に限る。）」とする。

（提案理由）

民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。